

墨田区子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区子ども・子育て会議条例（平成25年墨田区条例第40号））

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） 第72条第1項及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第21条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として墨田区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>	<p>〔同左〕 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） 第77条第1項及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第21条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として墨田区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>

第2条による改正（墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過料に関する条例（平成27年墨田区条例第22号））

改 正 案	現 行
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第82条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>〔同左〕 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>

第3条による改正（墨田区立幼稚園の保育料に関する条例（昭和55年墨田区条例第37号））

改 正 案	現 行
<p>（保育料） 第2条 区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満4歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）に係る保育料は、0円とする。</p>	<p>〔同左〕 第2条 区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満4歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）に係る保育料は、0円とする。</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。